

軽油引取税に係る納入義務免除等の取扱いについて

平成15年4月28日
税第47号
総務部長

このことについて、別紙のとおり定めたので通知します。

なお、「特別地方消費税及び軽油引取税の納入義務免除等の取扱いについて(昭和38.3.11 38税第60号)」の通達は、廃止する。

別紙

軽油引取税に係る納入義務免除等の取扱要領

1 目的

この要領は、地方税法(以下「法」という。)第144条の30の規定による軽油引取税の徴収不能額の還付又は納入義務の免除に関する具体的な取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 徴収不能額の認定

特別徴収義務者から軽油引取税の徴収不能額の還付又は納入義務の免除に係る申請があった場合は、次の点に留意して取り扱うものとする。

(1) 申請に係る軽油の代金が、所得税又は法人税の所得の計算上、売掛債権等の貸倒れによる損失(以下「貸倒損失」という。)として必要経費又は損金の額に算入されているときは、特別徴収義務者が当該軽油の代金及びその代金に係る軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認めて差し支えないこと。

(2) (1)の貸倒損失とは、貸倒準備金、債権償却引当金又は貸倒引当金勘定等(以下「貸倒引当金」という。)に繰り入れた損失の額(見積額)をいうものではなく、現に貸倒れが発生したため売掛債権等を償却したことをいうものであること。したがって、売掛債権等の償却に係る会計処理に当たり、その相当額について貸倒引当金を取り崩したときは、貸倒れが発生した年又は事業年度の必要経費又は損金の額に、当該貸倒れに係る損失が算入されないことに留意すること。

3 具体的な取扱い

2により認められた徴収不能額を還付し、又は納入義務を免除する場合には、徴収不能額に係る売掛債権等が発生し、及び当該売掛債権等を償却した年又は事業年度の軽油引取税における納入数量(課税対象とならない数量を含む。)の合計と、所得税又は法人税の所得の計算の基礎となった売上に係る販売数量とが一致していること及び当該徴収不能額が売上として、かつ、当該売掛債権等が売掛金としてそれぞれ計上処理されていることを特別徴収義務者の備える帳簿等によって確認するものとする。

なお、この取扱いは、更正・決定分を含めて適用するものとし、軽油引取税の徴収不能額に係る貸倒損失による会計処理を行った年又は事業年度の所得について所得税又は法人税において申告是認又は更正等の処理がなされていないときは、原則として、これらの処理の終了を待つこととする。

附 則

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成21年税第64号)

この通達は、通知の日から施行する。